

厚生労働科学研究研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

—就学前の児童の保育・子育て支援の
専門性と資質向上—

平成16—17年度 総合研究報告書

主任研究者 金子恵美 (日本社会事業大学 助教授)

平成18(2006)年3月

目 次

I 総合研究報告

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美

II 資料編

1. 平成17年度総括研究報告

研究の要旨

A. 研究の目的

B. 研究の方法

C. 研究の結果

I 海外の動向

－英国における子ども家庭福祉の動向－

II. 地方自治体へのアンケート及びヒアリング

1. アンケート調査

2. ヒアリング調査

①北海道登別市

②愛知県豊田市

3. 考察

III. 現任研修の方法の開発

1. 幼保一体化園での実践研究

①神奈川県箱根町

②秋田県飯田川町

③神奈川県横浜市

④考察

2. 子育て支援に関する研修

3. 他職種間の合同研修

IV. 養成教育課程の分析

D. 考察

(資料) 研究組織図

〈研究成果の発表〉

2. 平成16年度総括研究報告

研究の要旨

A. 研究の目的

B. 研究の方法

C. 研究の結果及び考察

I 養成教育課程に関する研究

1. 養成の現状

2. 養成に関する議論の動向

II 海外の動向

－英国における子ども家庭福祉の動向－

III 保育者の現任研修

1. 保育士研修の現状と課題

2. 幼稚園教員研修の現状と課題

IV 結語

(資料) 研究組織図

〈研究成果の発表〉

厚生労働科学研究研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
総合研究報告書

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究
－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美 日本社会事業大学社会福祉学部助教授

研究要旨

研究目的*

本研究の目的は、次世代育成支援にあたって、保育・教育及び子育て家庭を支援する専門職に求められる知識・技能の内容を明らかにし、この結果に基づいて、保育・教育・子育て支援を行う児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職、及びその養成教育・現任研修について、提言することにある。

研究方法*

（平成 16 年度）

1. 先行研究の収集・分析
2. 英国のチルドレンズセンター、及びその職員資質等に関する情報収集・分析
3. 保育・教育・子育て支援を統合した機能を持つ施設における事例研究

（平成 17 年度）

1. 英国における保育・教育・家族援助サービスの統合化・地域の多岐にわたる専門職が協働するための方法に関する情報収集・分析
2. 地方自治体へのアンケート及びヒアリング調査
3. 現任研修の方法の開発とその効果測定
4. 保育士・幼稚園教諭・近接領域の専門職養成教育課程の分析

結果と考察*

(平成 16 年度)

従来のように対象や専門性を細分化した“点”としての支援では、制度の網の目からこぼれ落ちる子どもと家庭があり、地域をベースとし、多様な機能を統合化して子どもと家庭への支援を実現することが求められる。このためには保育・教育・子育て支援を統合化した施設には、多彩な専門職の連携とコーディネーターが不可欠である。

(平成 17 年度)

保育士・幼稚園教諭養成教育課程に共通して今後求められる保育・教育・ソーシャルワークの内容を拡充する一方で、近接領域の専門職と教育課程のリンクを図っていくことが求められる。また保育士資格のステップ・アップのシステムづくりは、教育・研究と実践とが連動し両者が相互に高めあうためにも不可欠である。

さらに幼保一体化園における実践研究・ロールプレイ・ケース検討会・他職種間の合同研修によって、固有の専門性を高めると同時に新たな専門性を付加できることがわかった。

結論*

地域のニーズを横割りにして各児童福祉施設等ごとに対応していることが、援助の質・アクセシビリティ・一貫性の向上を妨げている。ユニバーサルサービスと問題解決型のアプローチをリンクさせ、潜在化したニーズも見落とさずに確実に援助につなげていく仕組みが必要である。このために地域に身近な場での保育・教育・保健医療の連携、多様な職種の配置と協働、アセスメントや専門的援助につなげていく資質が求められる。

また実践を理論的に検証し、これに基づいてさらに実践を高めていく（エビデンス・ベースド・プラクティス）ためには、教育・研究と実践とが連動し両者が相互に高めあう仕組みが求められる。

〈分担研究者〉

石井哲夫 (社会福祉法人嬉泉 常務理事)
森上史朗 (子どもと保育総合研究所 代表)
増田まゆみ (目白大学 教授)

〈研究協力者〉

竹之内章代 (東海大学 講師)
三谷大紀 (青山学院大学大学院)
高辻千恵 (いわき短期大学 講師)

A. 研究の背景と目的*

我が国における戦後子ども家庭福祉の流れを振り返ると、子育て支援は都道府県が担うものであり、それは「児童相談所」と親子分離をとまなう「施設保護」の二つの方法で行われてきた。一方で市町村では法制度の枠組みに従って、保育・教育・母子保健がそれぞれ個別に子どもと家庭に対応してきた。その間に子どもと家庭をめぐる環境は大きく変容し、家庭の孤立化とこれにとまなう子育ての不安や負担の増大化、虐待を初めとする深刻な子どもと家庭の問題が生じている。結果として、少子高齢社会が加速的に進展し、このようなニーズをますます拡大している。しかし前述したような地域や他分野と隔絶した子どもと家庭の福祉・教育・保健医療のシステムは「問題が深刻化・顕在化して初めて社会的対応がなされる」という実態につながり、地域におけるニーズの潜在化・深刻化を招く一因ともなっている。

今日、このような子ども家庭福祉施策を見直し、子育てを地域社会全体で支えていく新たなシステムづくりが急務の課題となっている。この動きを促進するため2003年に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、すべての都道府県・市町村及び大企業等に2004年度末までに地域行動計画を策定することを義務づけた。それは地方分権の流れと連動し、“次世代育成支援”というキーワードに凝縮されて、急激な勢いで市町村に子育て家庭への支援整備を求めている。同時に2004年11月26日に成立した改正児童福祉法は、住民に身近な市町村において児童家庭相談援助に応じることを法律上明確化すると共に、児童虐待に係わる通告先に市町村を加えた。これによって、市町村では従来、実施していた母子保健や保育サービス等に加えて、今後は、全ての子育

て家庭を対象とする子育て支援サービスや虐待の予防・発見・対応等にも積極的に取り組むこととなる。

これらの法改正と並行して、新たなサービスやシステム作りも模索されている。例えば、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」（中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議の審議のまとめ、2004年12月24日）の検討では、これまでの福祉と教育とに分かれた法制度の枠組みを超え、教育・保育・子育て支援を統合化した新たな施設を創ることとした。

しかし地域の実態をみると、従来の制約や固定概念を打ち破れず、「総合的なシステムづくり」が果たして進んでいるのかという危惧を抱く。すなわち、このような地域における新たな子ども子育て支援システムを各地方自治体がイメージできないことから、行動計画が、在宅家庭に向けた新たなサービスの創設と、既存サービスの量的目標値の設定にとどまる傾向にないだろうか。もちろん子育て支援サービスの拡充は必要だが、しかしこれらサービスを実効性の高いものとするためには、従来のような対象や専門性を細分化した“点”としての支援ではなく、地域をベースとした“面”として支援すること、つまり各サービスや福祉・教育・保健医療の専門性が有機的に作用する「総合的システム」を作ることが求められている。

これらの新たなシステムをイメージし、実効性の高いものとして構築するためには、職員の資質向上が不可欠である。特に就学前の子どもと家庭にとっては中核となる保育・教育・子育て支援の専門性を再検討することが急務である。その際には、従来の保育士・幼稚園教諭・社会福祉士等の枠組みを超えて、トータルな検討を行うことが望まれる。

本研究の目的は、次世代育成支援にあたって、保育・教育及び子育て家庭を支援する専門職に求められる知識・技能の内容を明らかにし、この結果に基づいて、保育・教育・子育て支援を行う児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職、及びその養成教育・現任研修について、提言することにある。

これまで各領域に分化した範囲での専門性・教育内容・現任研修についての検討はあったが、本研究のように領域を超えて、相互の関連を含めて研究したものは見あたらず、学術的にも意義が高い。またその成果は、養成教育課程・現任研修についての具体的な提言としてまとめることができる。これによって、直接的に児童福祉施設等職員の資質向上を図ることができ、次世代育成支援の実効性を高めることになる。このことは少子高齢社会を担う人材の健全育成に寄与することにつながり、国民全体の福祉向上という点で、社会的意義が大きい。

B. 研究方法と結果

平成16年度、平成17年度、それぞれの研究目的・方法・結果は、下記の通りである。

(1) 平成16年度の研究（1年目）

1) 目的

- ①保育所と幼稚園の合同保育・総合施設に関連して、幼稚園教諭と保育士資格の関連性を明らかにする
- ②今後の児童福祉施設に求められる機能に即した専門性について検討する
- ③特に、保育・教育・ソーシャルワークの能力について検討を行う。

2) 方法

①先行研究の収集・分析

保育・教育・子育て支援の取り組みと保育者養成教育に関する情報の収集

②海外の子育て支援施設及び児童福祉施設等職員の養成教育課程に関する情報収集・分析

③保育・教育・家庭支援を統合した機能を持つ施設における事例研究

3) 結果

①従来のように対象や専門性を細分化した“点”としての支援では、制度の網の目からこぼれ落ちる子どもと家庭がある。

②今後は、地域をベースとし、多様な機能を統合化して子どもと家庭への支援を実現することが求められる。

③保育・教育・子育て支援を統合化した施設には多彩な専門職の連携とコーディネーターが不可欠である。

(2) 平成17年度の研究（2年目）

1) 目的

- ①平成16年度の研究結果を仮説として、これについて多方面から検証する。
- ②地域をベースとして保育・教育・子育て支援を統合化した取り組みを進める際に必要とされる専門性を検証する。
- ③新たに必要とされる専門職の養成教育課程・現任研修について、具体的な提言を行う。

2) 方法

①海外の情報収集・分析（イギリス）

- i) 保育・教育・子育て支援サービスの統合化の動向
- ii) 地域の多岐にわたる専門職が協働するための方法

②地方自治体へのアンケート及びヒアリング

- i) 市町村における保育・教育・子育て支援の統合化・協働の現況

- ii) 他職種間の協働・現任研修の現状
- ③現任研修の方法の開発
 - i) 幼保一体化園での実践検討（園内の継続研修）
 - ii) 保育者の子育て支援力を高めるための研修方法の開発
 - iii) 他職種間の合同研修の方法、及びその効果
- ④養成教育課程の分析
 - i) 保育士養成教育課程と他の専門職養成教育課程と比較研究

3) 結果

- ①保育士・幼稚園教諭養成教育課程に共通して今後求められる保育・教育・ソーシャルワークの内容を具体的に提示
- ②保育士養成教育課程における他の専門職とのリンク

保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を一般化していく一方で、他資格との併有の可能性・余地を創る
- ③保育と子育て支援力を高めるための現任研修の新たな方法

講義と演習をリンクした方法とその効果の検証

 - i) 園内の実践研究
 - ii) ロールプレイ
 - iii) ケース検討会等
 - iv) 他職種間の合同研修
- ④多職種・近接領域間の合同研修の意義

相互に影響しあうことによって、固有の専門性を高めると同時に新たな専門性を付加する

C. 考察・結論

1. 保育士・幼稚園教諭養成教育課程に求められる保育・教育・ソーシャルワークの内容

今日、次世代を育成支援するという観点から、児童福祉施設等職員には、それぞれが築いてきた固有の専門性を軸として、そこに保育・教育及び子育て家庭を支援する専門性を統合化していくことが求められている。その知識・技能の内容を明らかにし、養成教育・現任研修について提言することが本研究の目的である。ここでは、特に保育士と幼稚園教諭の資格をあげて、両者の教育課程に新たに必要とされる内容について、下記に提言する。

i) 幼稚園教諭養成教育課程に必要とされる内容

- 子育て支援に関する科目
（家族援助論，社会福祉援助技術など）
- 低年齢児保育
（乳児保育など）
- 養護に関する内容
（養護原理，養護内容，実習施設など）

ii) 保育士養成教育課程に必要とされる内容

- 保育者論
（保育原理「保育士の資質と任務」の強調）
- 情報に関する科目

iii) 両者に必要とされる内容

- 講義・演習・実習間のリンク
（螺旋状のリンク）
- 演習内容・方法の開発
- 実習・事前事後指導の拡充
- 現場と養成校との連携強化例／通年実習

の導入（実習中に大学での振り返り）

- ・フィールドワーク
- ・インターンシップ
- ・実習段階（達成）の明確化

○ファシリテーターの必要

（学生の個別性を尊重し、個々のニーズに応じて内容をオーガナイズ・コーディネート・支援、及び現任研修等とのリンク）

2. 保育士・幼稚園教諭の資格の併有

保育士と幼稚園教諭の資格併有の実態を見ると、両資格取得の一般化が進展していることがわかる。まず第一に、養成における同時取得が進んでいる。幼稚園教諭免許が取得可能な保育士養成校が76%（309 / 408校）となっている。一方で、単資格のみの者については、試験で他資格を取得する道が開かれ、試験科目の一部免除もあることから、試験での取得が進んでいる。

養成校における同時取得の課題としては、保育士と幼稚園教諭の両資格の教育内容を検討し、整合性を図ることが挙げられる。資格の同時取得が進んだとはいえ、カリキュラムの過密さはいずれの養成校にとっても課題となっている。養成校のカリキュラムは、両者に共通する視点と独自性とを確認し、効果的に構成することが望まれる。つまり、第一に、重複を避けて整理して設置する内容と、第二に多方面（保育と教育の両方の場）から繰り返し学び、発展させていく内容とを分けて整理する必要がある。さらに個々の学生の学習の継続性・連続性を確保することが重要であり、ポートフォリオなどの方法が開発される必要がある。

3. 保育士養成教育課程における他の専門職とのリンク

保育士はそもそも福祉施設・領域全般に及ぶ幅広い基礎資格の性格を持つ。さらに今日、その専門性には多様化と高度化が求められており、保育士には自己完結的にサポートや問題解決にあたるのではなく、ネットワークの中で他職種と協働することが求められている。このような社会の求めに対応するためには、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を一般化していく一方で、そこだけに偏らずに他資格との併有の可能性・余地を創ることが重要である。これによって、専門性の幅を拡げることが可能となる。

他の資格とのリンクの例として、保育士と社会福祉士、あるいは、幼稚園教諭と小学校教諭とが考えられる。そのための課題としては、特に社会福祉士と保育士の間に教育内容のリンクがないことが挙げられる。このため、カリキュラムが過密となり、同じ学部内で両資格が取得できても、一人の学生が両資格を同時取得できる例は少ない。社会福祉士と保育士とが地域において近似の職種、業務を担っていることを考えれば、両者の教育課程を見直し、連動性をもたせることが必要とされる。

4. 保育士の専門性を高めるための課題

－ 四年間教育課程の新設－

保育士資格にステップ・アップのシステムがないことは、今後の重要な課題である。

社会のニーズは保育士に、より高く、より多彩な専門性を求めている。子どもの発達支援・自立支援という専門性を高めるためには保育・教育・子育て支援の専門性を連動させて高めていくことが重要であり、また幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められる。

このようなスペシフィックな専門性を育成するためには、養成校でのジェネリックな専門性の基盤の上に、実践を踏まえ、こ

れを理論と照らし合わせて検証していくという作業が不可欠である。

このためには、現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたりカレント教育、など、現場での実践を踏まえて、理論的に研鑽しステップアップを促進していくシステムが望まれる。先にも述べたような、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発である。

しかし保育士としての資格は、二年間養成にとどまっていることから、教育や保健医療分野・ソーシャルワークという近接領域の他資格に比べてそれが困難な状況が生じている。保育士資格が現状の二年間を基盤としながら、さらに四年間養成を新設することによって、このような専門性の積み重ねが可能となろう。

一方で他資格と比べたときに、幼稚園教諭は専種・一種・二種がある。それによって、二年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じていることは、重大な問題であろう。さらに養成教育の実際をみると、四年制大学での保育士養成が拡大し、現在、全国保育士養成協議会会員校の1/4(91校/382校)を占めている。このような実態を考えると、二年間養成を基盤としながら、四年間の教育課程を新設していくことは、重要な課題であろう。

5. 保育と子育て支援力を高めるための現任研修の新たな方法

講義と演習をリンクした方法とその効果の検証として、園内の実践研究、ロールプレイ・ケース検討会等、他職種間の合同研修を実際に行い、これについて分析・考察を行った

i) 園内研修の意義

幼保一体化施設の職員に対するヒアリングを実施した結果、幼保合同での園内研修・実践研究によって保育士と幼稚園教諭の相互理解が深まることが明らかになった。特に職員全体で子どもの姿や事例をもとに話し合うことで、日常の保育についての具体的な気づきと見直しが図られるなど、保育者の資質と同時に保育の質の向上に直接的な効果が得られるようである。

しかし、同時に、保育士と幼稚園教諭の相互理解は、園内研修をやれば起こるというものではなく、子どもの姿をもとにお互いの視点をつき合わせ、語られた子どもの姿の意味することを一緒に考える「対話」のなかで起こるのである。「対話」を通して「対象世界(子どもの姿や起きている出来事事態など)」を「共有(他者の見ている世界をともに見る)」し、その「意味」や「価値」を吟味していく時には、語られる出来事背景や文脈はもちろん、そのことに目を向けている語り手の意図や思いさえもその場で共有されることになる。そして、個々の保育者(あるいは、幼稚園担当、保育所担当)の意図や活動の内実がお互いに見えるからこそ、改善していかなければならない問題があれば、それをその個人や保育所側(あるいは、幼稚園側)の問題とするのではなく、自分たち(園全体)の問題・課題として共有し、いかに解決していくか「ともに考える」ことになっていくのである。

よって、何も園内研修を組織的に実施しなくても相互理解は起こり得るのである。意識的に日々の実践を大切に、日常の「対話」を通して相互理解を深めていくことも大切であろう。また、お互いの視点を突き合わせたり、子どもの姿を共有することが日々の保育のなかで当たり前になれば、毎回毎回全員が集まって園内研修を実

施しなくても、いたるところで「学び合い」が生じ、保育者の資質も、保育そのものの質も向上していくと考えられる。しかし、その一方で、そうした「語り合い」「学び合い」の時間をどのように確保していくかは、急務の課題となっている。保護者や卒園児の親、地域の人々、養成校などと連携をとり、子育ての輪を広げる試みは、示唆に富んでいると言えるであろう。

また、外部の研究者や研究会との交流を行い、園内でそれぞれの保育者が、自分の保育を開いていくと同時に、園の外に園の保育を開き、自分たちの保育を大切にしつつ、他園の保育者や研究者と学び合うことが重要である。

ii) 他職種研修との合同研修の意義

他職種との合同研修の第一の意義は、相互に影響しあうことによって、固有の専門性を高めると同時に、新たな専門性を付加することができる点にある。

さらに、今日、子どもの自立支援・家庭支援に際しては、多職種間での連携が不可欠となっている。例えば、個別支援計画は地域の関係機関・施設が連携して作成することとなっている。このためにも他職種間の合同研修は効果が高く、相互理解が深まり、実際の業務での協働が可能となる。例えばイングランドでの子ども家庭福祉分野の機能の統合化と他職種間協働の動きにあるが、これを実効性の高い者とするために協働のための他職種間合同のトレーニングや、養成教育においても他職種間の合同授業が行われている。

6. 今後の課題

—地域ネットワークの核となる専門性の構築—

保育者の資格の登録制度・専門性・業務独占状況度について、日英比較を行うと、

我が国の保育者が高い専門性を持っていることは明らかである。その一方で、地域における教育・福祉・保健医療等の連携、他職種間の協働、これをスムーズに行うための研修方法については、遅れていると言わざるを得ない。

我が国では地域のリスクを横割りにして機関・施設ごとに対応していることから、援助へのアクセスビリティと一貫性が不足している。ユニバーサルサービスと問題解決型のアプローチをリンクさせ、潜在化したニーズを見落とさずに、確実に専門的援助につなげていく仕組みを取り入れることが求められる。

我が国の保育所が地域に密着していること、多様な機能を展開してきたこと、そこで働く保育士の専門性の高さを考えれば、保育・教育・子育て支援の専門性をさらに高めて、地域におけるネットワークの核となる機能を期待することができる。

ただしこのためには、保育士にとどまらない多様な職種の配置と協働、子どもと家庭のニーズやリスクをアセスメントできる新たな専門性、専門的援助につなげていく力が求められる。特に幼児教育・保健医療との連携を進めていくことが不可欠であり、このためにもソーシャルワーク力を高めることが不可欠である。

さらには、このような近接領域の他職種と協働するためには、ジェネリックな専門基盤の上に、日々の実践の中でさらにスペシフィックな専門性を高めていくことが不可欠である。実践を理論的に検証し、これに基づいてさらに実践を高めていくというエビデンス・ベースド・プラクティスという考えに基づき、教育・研究と実践との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発が求められているといえよう。

D. 研究発表

日本保育学会自主シンポジウム開催

- (1) 就学前児童の保育・教育と家庭支援を担う専門職のあり方を問う，日本保育学会研究大会 自主シンポジウム，2005.5.
- (2) 就学前の保育・教育の基本と方向性を問う～総合施設（モデル事業）、実態と可能性を探る～日本保育学会研究大会 自主シンポジウム，2006.5.

厚生労働科学研究研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

－就学前の児童の保育・子育て支援の
専門性と資質向上－

平成17年度 研究報告書

主任研究者	金子恵美	(日本社会事業大学 助教授)
分担研究者	石井哲夫	(社会福祉法人嬉泉 常務理事)
	森上史朗	(子どもと保育総合研究所 代表)
	増田まゆみ	(目白大学 教授)
研究協力者	竹ノ内章代	(東海大学 講師)
	三谷大紀	(青山学院大学大学院)
	高辻千恵	(いわき短期大学 講師)

目 次

総括研究報告

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究

－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美

A. 研究の目的

B. 研究の方法

C. 研究の結果

I 海外の動向

－英国における子ども家庭福祉の動向－

II. 地方自治体へのアンケート及びヒアリング

1. アンケート調査

2. ヒアリング調査

①北海道登別市

②愛知県豊田市

3. 考察

III. 現任研修の方法の開発

1. 幼保一体化園での実践研究

①神奈川県箱根町

②秋田県飯田川町

③神奈川県横浜市

④考察

2. 子育て支援に関する研修

3. 他職種間の合同研修

IV. 養成教育課程の分析

D. 考察

(資料) 研究組織図

〈研究成果の発表〉

厚生労働科学研究研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
研究報告書

児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究
－就学前の児童の保育・子育て支援の専門性と資質向上－

主任研究者 金子恵美 日本社会事業大学社会福祉学部助教授

研究要旨

〈本研究の背景〉

既に、保育士・幼稚園教諭等に共通して、①保育力の向上、②子育て支援力の向上を図り、職員の資質向上を図る必要があること、このためには保育士・幼稚園教諭共に、①四年間養成の拡充、②現任研修の拡充が求められていることが一般に認識されている。また幼保一体化園の実践を通して、多職種間の連携を図るためには、①保育士・幼稚園教諭養成教育課程の整合性、②保育所・幼稚園・小学校間の密な連絡・交流を図ることが重要であると分かってきた。

しかし、その具体的な養成方法と多職種間の連携を図るために有効な方法については明らかでなかった。

〈本研究の目的〉

本研究の目的は、次世代育成支援にあたって、保育・教育及び子育て家庭を支援する専門職に求められる知識・技能の内容を明らかにし、この結果に基づいて、保育・教育・子育て支援を行う児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職、及びその養成教育・現任研修について、提言することにある。

〈本研究の結果と考察〉

本研究で得られた結果は、次の通りである。

1. 保育士・幼稚園教諭養成教育課程への提言

①幼稚園教諭養成教育課程に求められる内容として、下記を抽出した。

- ・ 子育て支援に関する科目（家族援助論，社会福祉援助技術など）
- ・ 低年齢児保育（乳児保育など）
- ・ 養護に関する内容（養護原理，養護内容，実習施設など）

②保育士養成教育課程に求められる内容として、下記を抽出した。

- ・ 保育者論（保育原理「保育士の資質と任務」の強調）
- ・ 情報に関する科目

③両者に共通して今後求められるものとして、下記を抽出した。

- ・ 講義・演習・実習間のバランス・循環・リンク
- ・ 演習内容の開発（*「③現任研修の方法」を参照）
- ・ 実習・事前事後指導の拡充
- ・ ファシリテーターの必要（学生の個別性を尊重し、個々のニーズに応じて内容をオーガナイズ・コーディネートする、その支援）

2. 保育士養成教育課程における他の専門職とのリンク

保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を一般化していく一方で、他資格との併有の可能性・余地を創ることが必要である。

3. 保育と子育て支援力を高めるための現任研修の新たな方法

下記について、講義と演習をリンクした具体的方法を提示し、またその効果を検証した。

- ①園内の実践研究
- ②ロールプレイ
- ③ケース検討会等
- ④他職種間の合同研修（効果測定を含む）

4. 保育士の専門性を高めるための課題

－ 四年間教育課程の新設

現行の二年間養成教育の点検・拡充にとどまらず、現任研修の拡充やこれと養成校教育とのリンク、大学院教育も視野に入れたリカレント教育、など、現場での実践を踏まえて理論的に研鑽しさらにステップアップを促進していくシステムが求められる。エビデンス・ベースド・プラクティスの考えに基づいた実践と研究・教育との連動によって、両者が相互に高めあう仕組み作りの開発である。

しかし保育士としての資格は、二年間養成にとどまっていることから、近接領域の他資格に比べてそれが困難な状況が生じている。保育士資格が現状の二年間教育課程を基盤としながら、さらに四年間教育課程を新設することによって、このような専門性の積み重ねが可能となろう。

5. 多様な専門職が協働するための具体的な方法を提示

合同研修の具体的な手順と、下記のような留意点を明らかにした。

6. 今後の課題

－ 地域ネットワークの核となる専門性の構築－

保育・教育・子育て支援の統合化した専門性を培うことによって、地域ネットワークの核となり、地域の子どもと家庭のニーズを見落とさずに支援したり、専門援助につなげていくことが可能となろう。

〈分担研究者〉

石井哲夫（社会福祉法人嬉泉 常務理事）
森上史朗（子どもと保育総合研究所 代表）
増田まゆみ（目白大学 教授）

〈研究協力者〉

竹之内章代（東海大学 講師）
三谷大紀（青山学院大学大学院）
高辻千恵（いわき短期大学 講師）

A. 研究目的

次世代育成支援にあたって、保育・教育及び子育て家庭を支援する専門職に求められる知識・技能の内容を明らかにする。この結果に基づいて保育・教育・子育て支援を行う児童福祉施設等に必要とされる専門性と専門職、及びその養成教育・現任研修について提言することが本研究の目的である。

B. 研究方法と経過

(1) 平成16年度の研究（1年目）

1) 目的

- ①保育所と幼稚園の合同保育・総合施設に関連して、幼稚園教諭と保育士資格の関連性を明らかにする
- ②今後の児童福祉施設に求められる機能に即した専門性について検討する
- ③特に、保育・教育・ソーシャルワークの能力について検討を行う。

2) 方法

- ①先行研究の収集・分析
保育・教育・子育て支援の取り組みと保育者養成教育に関する情報の収集
- ②海外の子育て支援施設及び児童福祉施設等職員の養成教育課程に関する情報収集・分析
- ③保育・教育・家庭支援を統合した機能を持つ施設における事例研究

3) 結果

- ①従来のように対象や専門性を細分化した“点”としての支援では、制度の網の目からこぼれ落ちる子どもと家庭がある。
- ②今後は、地域をベースとし、多様な機能を統合化して子どもと家庭への支援を実現することが求められる。
- ③保育・教育・子育て支援を統合化した施設には多彩な専門職の連携とコーディネーターが不可欠である。

(2) 平成17年度の研究（2年目）

1) 目的

- ①平成16年度の研究結果を仮説として、これについて多方面から検証する。
- ②地域をベースとして保育・教育・子育て支援を統合化した取り組みを進める際に必要とされる専門性を検証する。
- ③新たに必要とされる専門職の養成教育課程・現任研修について、具体的な提言を行う。

2) 方法

- ①海外の情報収集・分析（イギリス）
 - i) 保育・教育・子育て支援サービスの統合化の動向
 - ii) 地域の多岐にわたる専門職が協働するための方法
- ②地方自治体へのアンケート及びヒアリング
 - i) 市町村における保育・教育・子育て支援の統合化・協働の現況
 - ii) 他職種間の協働・現任研修の現状
- ③現任研修の方法の開発
 - i) 幼保一体化園での実践検討（園内の継続研修）
 - ii) 保育者の子育て支援力を高めるための研修方法の開発
 - iii) 他職種間の合同研修の方法、及びその効果
- ④養成教育課程の分析
 - i) 保育士養成教育課程と他の専門職養成教育課程と比較研究

C. 研究結果と考察

I. 海外の情報収集・分析

1. イングランドにおける子ども家庭福祉改革 (2005)

1) 改革の背景

イングランドにおける子ども家庭福祉施策の現状については、本研究1年目(平成16年度)の報告書において、下記の3項目に整理した。

1. イングランドにおける子ども家庭福祉のアウトライン(法制度)
2. シュアスタート施策
3. チルドレンズセンター

その概略は次の通りである。

イングランドでは、Children Act 1989(1989年児童法)によって、従来の「親子分離による虐待等からの子どもの保護」から、予防活動を重視した在宅子ども家庭福祉施策の拡充へと方向転換がなされた。すなわちこの法によって、保護者の合意のもとに「社会的支援が必要な in need Case (S47)」と、「家庭への公的介入あるいは子どもの保護を必要とする child protection (S17)」とが規定された。ケースのアセスメントの手法と基準とを明確化し、調査の結果、「虐待(child protection)」に該当すると判断されたケースには家族への公的介入を義務づけ、一方で要支援家庭に対する地域での子ども家庭支援施策の体系化が図られた。

しかしそれでも虐待の深刻化・増大化に歯止めがかからず、虐待死亡事例の検証(ヴィクトリア・クリンビエ虐待死亡事件審査報告書, 2003)からは、関係諸機関のコミュニケーション不足と連携不全が指摘された。これをもとに地域における子ども家庭福祉の仕組みづくりを模索してきた成果

が、2004年11月のChildren Act 2004(2004年児童法)成立であった。これによって在宅児童福祉サービスを改革するための立法上の根拠が確立し、地方自治体における子どもに関わる機関・施設・社会資源の連携と協働のための具体的な仕組みづくりがスタートした。

この法成立後に、政府は改革のガイドラインとして「Every Child Matters: Change for Children(すべての子どもの子どものために:子どものための改革)」を発行する。これは、2004年児童法の役割と児童サービスの内容を概説し、地方改革プログラムのための国のフレームワークを示すものであり、現在、これに沿って、児童福祉改革が進んでいる。以下、このガイドラインに沿って、改革の方向を概観する。

2) 改革が目指す方向

「Every Child Matters: Change for Children(すべての子どもの子どものために:子どものための改革)」はその「はじめに」において、この改革の方向性を示している(資料1参照)。その概要は以下の通りである。

- ①改革は、サービスの質、アクセスビリティ、一貫性の向上を求めるものである。
- ②サービスがすべての児童と青少年に届くようにする。
- ③予防の側面を強化する。
- ④地域の身近な場で、児童・青少年・家族の生活を向上するために、これに関わるすべてが協働する。
- ⑤ローカル・リーダーとローカル・コミュニティとがパートナーとして協働する。
- ⑥エビデンス・ベースド・プラクティス

(改革を実行しながらその経過を検証し、それをまた実践に反映させていく。つまり実践成果という証拠に基づいた改革の促進)を継続し、これに基づいて改革を進めていく。

- ⑦現場の実態を変えるためには、共通のビジョンとコミットメントを持つ必要がある。

資料 1 : はじめに (Every Child Matters: Change for Children)

Right across Government, with our different remits, we are all working together to improve the lives of children, young people and their families. We are determined to make a step-change in the quality, accessibility and coherence of services so that every child and young person is able to fulfil their full potential and those facing particular obstacles are supported to overcome them. The Children Act 2004 provides the legislative foundation for whole-system reform to support this long-term and ambitious programme. It outlines new statutory duties and clarifies accountabilities for children's services. But legislation by itself is not enough: it needs to be part of a wider process of change.

Every Child Matters: Change for Children sets out the national framework for local change programmes to build services around the needs of children and young people so that we maximise opportunity and minimise risk. The services that reach every child and young person have a crucial role to play in shifting the focus from dealing with the consequences of difficulties in children's lives to preventing things from going wrong in the first place. The transformation that we need can only be delivered through local leaders working together in strong partnership with local communities on a programme of change. That is why this document sets out what action needs to be taken locally and how Government will work with and support Local Authorities and their partners.

In developing this programme over the past year we have worked closely together across Government and with our many key partners both nationally and locally. We want to maintain that process of dialogue as we implement our reforms and hope to see it reflected in local change programmes. We now need to translate our common vision and commitment to change into real delivery on the ground.

行政全体にわたるすぐ身近なところで、我々は異なった権限で、児童・青少年・家族の生活を向上するためのすべてを協働している。我々はサービスの質、アクセシビリティ、一貫性を求めて、ステップ・チェンジをする決意である。これによって、すべての児童と青少年が彼らの潜在的な可能性を十分に満たすことが可能となる。そして、特定の障害に直面している人たちが、それらに打ち勝つために支援することも可能となる。2004年児童法は、この長期にわたる意欲的プログラムをサポートし、全体のシステム改革に法的根拠を与える。ここでは、新しい法令の任務を概説し、児童サービスについて明確に説明する。ただし、法律、それ自身だけは十分ではない。それは改革のより広いプロセスの一部として必要なのである。

「すべての子どものために：子どものための改革（*Every Child Matters: Change for Children*）」は、地方改革プログラムのために、国のフレームワークを設定するものである。地方改革プログラムは、子どもと青少年が必要とするサービスを設けるためのものであり、これによって、我々は機会を最大限にし、リスクを最小限にする。すべての児童と青少年に届くサービスは、「子どもの生活上の困難な結果に対応するということから、まず最初の段階で間違った方向に向かうことを防ぐことへ」と焦点を移す上で、決定的な役割を果たしている。我々が必要とする転換は、唯一、改革プログラム上において、地方リーダーが地方コミュニティと強いパートナーシップで協働することを通してのみ、行える。政府がいかに地方自治体とそのパートナーと協働し、サポートするか、を明らかにする。

過去1年にわたって、このプログラムを開発することにおいて、我々は、国家と他方の両者において、政府間及び多くのキーパートナーと密接に協働してきた。我々は、改革を実行しながら、これについて検討するというプロセスを継続し、それを地方改革プログラムに反映していくことを望んでいる。現場の実際の供給が改革されるためには、今、我々の共通のビジョンとコミットメントを変える必要がある。

HM Government, Every Child Matters: Change for Children, 2005 /

Foreword, p2